

景観計画の構成イメージ

都市景観形成基本計画

・明石市の景観の特性や資源を明確にし、景観形成の目指すべき理念などを掲げた明石の景観形成の施策の方向性を示した行政計画

序章 景観とは

- 1 景観とは
- 2 景観形成の対象範囲
- 3 本計画の目的

1章 明石のめざす景観

- 1 景観まちづくりの理念
- 2 明石の景観
- 3 明石の景観を構成する4つの景観
- 4 景観まちづくりの目標

2章 景観類型別方針

- 1 景観類型の設定
- 2 類型別基本方針

3章 地域別資源と景観形成の方針

- 1 明石川東地域 2 明石川西地域
- 3 大久保地域 4 魚住地域
- 5 二見地域

4章 推進地区

- 1 大蔵海岸 西部海岸
- 2 八木 江井島 西岡
- 3 明舞 高丘
- 4 中心市街地

5章 景観まちづくりの推進方策

- 1 行政による先導的取り組み
- 2 都市景観条例に基づく景観行政の推進
- 3 三者協働による取り組み

都市景観条例（現行）

- ・都市景観重要建築物
- ・都市景観形成地区指定及び地区内届出
- ・大規模建築物等届出
- ・都市景観形成市民団体

基本計画の考え方を受け景観計画を策定

景観計画（案）

・景観法に基づく取り組みを行うために策定する法定の実施計画

凡例 赤字：法定必須事項 青字：法定選択事項 黒字：自主規定事項

序章 景観計画とは

- ・本計画の目的や位置付け、その対象となる「景観計画区域」を示します。「景観計画区域」はこれまでの自主条例での取り組みを踏まえ、全市を対象とします。
- ・「景観類型」は基本計画における「景観類型」の考え方を踏まえ、都市計画法の用途地域により分類します。⇒資料3-1参照
- ・「景観重点地区」は「特に重点的に景観形成を図るべき地区」を設定し、その位置付けは市条例で行います。⇒資料3-1及び3-2参照

1 目的と位置づけ 景観計画の策定の目的と位置づけを示します。

2 景観計画区域 景観計画区域を定めます。

○景観類型の設定 景観計画区域を類型で分類し設定します。

○景観重点地区の設定 景観計画区域の中で「特に重点的に景観形成を図るべき地区」を設定します。

1章 良好な景観の形成に関する方針

- ・「方針」では、景観上の特性や課題、将来の景観像を示し、具体的にどのような方策により実現を目指すのかなどの方向性（基本的な考え方）を示します。
- ・「景観誘導指針」は、景観法に基づく「景観形成基準」以外の基準を誘導基準として定め、その位置付けは市条例で行います。

1 景観計画区域方針 景観計画区域全域に対する方針を示します。

2 景観類型別方針 景観類型ごとに景観形成の方針を示します。

3 景観誘導指針 「景観形成基準」以外の誘導基準を指針として定めます。

2章 行為の制限に関する事項

- ・景観法に基づく届出にかかる対象行為および「景観形成基準」を定めます。（「届出対象」及び「景観形成基準」の検討のため、現在、実態調査を行っています。）
- ・「景観重点地区」は、景観計画策定時にすべての候補地区を位置付けるのではなく、今後の取り組みにおいて行うため、巻末の別表で定めることとします。

1 景観類型別届出対象行為 景観類型ごとに届出対象を定めます。

2 景観類型別景観形成基準 景観類型ごとに景観形成基準を定めます。

3 景観重点地区における届出対象行為および景観形成基準 景観重点地区における届出対象行為および景観形成基準を別表で定めることを定めます。

3章 景観重要建造物または景観重要樹木の指定の方針

- ・景観上の特性および目指すべき将来の景観像からみて、どのような建造物または樹木が重要であるかなどの方針として示します。

1 景観重要建造物の指定の方針 景観重要建造物の指定の方針（基本的な考え方）を定めます。

2 景観重要樹木の指定の方針 景観重要樹木の指定の方針（基本的な考え方）を定めます。

4章 屋外広告物に関する事項

- ・屋外広告物にかかる景観形成の方針を示し、「屋外広告物の制限にかかる基準」については、中核市移行時における屋外広告物条例制定に向け検討を進めます。

1 屋外広告物にかかる景観形成の方針 屋外広告物に係る景観形成の方針（基本的な考え方）を定めます。

5章 景観重要公共施設に関する事項

- ・「景観重要公共施設」としての位置付けや整備に関する方針を示します。

1 景観重要公共施設の位置付けの方針 景観重要公共施設を位置付けの方針（基本的な考え方）について定めます。

2 景観重要公共施設の整備の方針 景観重要公共施設にかかる整備の方針（基本的な考え方）について定めます。

別表 景観重点地区に関する事項 景観重点地区である個別の地区における事項について定めます。

1 景観重点地区別の景観形成の方針 2 景観重点地区別の景観形成基準 3 景観重点地区別の景観誘導指針

※「都市景観重要建築物」及び「都市景観形成市民団体」は現行の自主条例による制度を引き継ぎ、新たな条例でも定めます。